

本マニュアルに関連する事項として、全体の防災体制や災害対応の流れについて見直しが行われているところであり、本マニュアルの改訂もこれに整合した内容でさらに行うことを通知文に明記する

資料 3

7月25日版（改訂中）

## 地域防災計画（原子力災害対策編）

### 作成マニュアル（市町村分：案）（抜粋）

昭和 5 5 年 9 月  
（平成元年 1 0 月一部改訂）  
（平成 5 年 3 月一部改訂）  
（平成 1 2 年 6 月一部改訂）  
（平成 2 4 年 9 月一部改訂【改訂中】）

原子力規制委員会

消 防 庁



市町村地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（災害予防対策）

計 画	注	出典
<p>第2章 災害予防対策 (略)</p> <p>第7節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1. 避難計画の作成</p> <p>市(町村)は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。</p> <p>【原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域(PAZ)を含む市(町村)】</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。</p> <p>【原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)を含む市(町村)】</p> <p>予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民避難が先行して行われるため、その円滑な非難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づき広域避難計画を策定するものとする。あわせて、避難先からの二次的な避難を避けるためには、計画範囲外の避難収容先を定める必要がある</p>	<p>原災法第10条第2項の規定による。</p> <p>手続きについては、原災法施行令第5条の規定による。</p>	<p>防災基本計画(四次協議用) p13</p> <p>防災基本計画(四次協議用) p13</p>

<p>ため、個別の市（町村）の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、県が中心となって市（町村）の間の調整を図るものとする。</p> <p>【共通】</p> <p>なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。</p> <p>2. 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市（町村）は、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するものとする。</p> <p>避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>市（町村）は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送</p>	<p>防炎指針WG委員コメントを参考</p> <p>防炎基本計画（四次協議用） p14</p> <p>防炎基本計画（四次協議用） p14</p> <p>防炎基本計画（四次協議用） p14</p>
<p>市（町村）の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合には、周辺市町村においても避難所の整備に努めるものとする。</p> <p>これらの設備は、原子力災害のためだけのもの</p>	<p>防炎基本計画（四次協議用） p14</p> <p>防炎基本計画（四次協議用） p14</p> <p>防炎基本計画（四次協議用） p14</p>

<p>に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市（町村）は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>市（町村）は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 市（町村）は、県の協力のもと、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、入院患者など、災害時要援護者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達するものとする。</p> <p>(2) 市（町村）は、県の協力のもと、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <p>なお、市（町村）は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者避難支援プラン等の整備に努めるものとする。</p>	<p>ではなく、その他災害のためのもとの兼用する形によい。</p>	<p>議用) p13、14を参考</p> <p>防災基本計画（四次協議用) p13、14</p> <p>関連計画の整備状況・動向等を反映</p>
	<p>災害時要援護者の避難支援ガイドライン及び福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを参考とする。</p>	

	<p>(3) 学校等施設の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(4) 病院等医療機関の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(5) 社会福祉施設の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>(6) 駅等の不特定多数の者が使用する、避難に際し配慮すべき施設等の管理者は、県及び市（町村）と連携し、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急時連絡体制、避難場所、経路、時期ならびに誘導等について定めておくものとする。</p>
--	--

<p>4. 住民等の避難状況の確認体制の整備 市（町村）は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>5. 警戒区域を設定する場合の計画の策定 市（町村）は、県が策定する警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとする。</p> <p>6. 避難所・避難方法等の周知 市（町村）は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市（町村）は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>		<p>防災基本計画（四次協議用） p40-41を参考</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p13</p> <p>防災基本計画（四次協議用） p14</p>
---	--	--